

## 現場の実態に基づく検診のあり方検討委員会規定

- 第1条 (目的) 現場の実態に基づく検診のあり方検討委員会(以下「当委員会」という)は、厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)「わが国におけるがんの予防と検診の新たなあり方に関する研究」(主任研究者=津金昌一郎・国立がん研究センター社会と健康研究センター長)の分担研究「現場の実態に基づく検診のあり方に関する研究」(分担研究者=垣添忠生・公益財団法人日本対がん協会長)を進めるにあたり、専門的・社会的な立場から多様な意見・助言を得るために日本対がん協会長が設置し、日本対がん協会事務局が運営にあたる。
- 第2条 (構成) 当委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、日本対がん協会長が委嘱する。
- (1) 科学・医学面の有識者
  - (2) 人文・社会学面の有識者
  - (3) その他、(1)(2)以外で、会長が適当と認めた者
- 2 委員は7-10人とし、日本対がん協会の職員以外の者とする。ただし日本対がん協会長を除く。
  - 3 委員の任期は1年とする。再任は妨げない。委員が任期中にその職務を遂行できなくなった場合、後任の委員の任期は、その残任期間とする。
  - 4 委員長は分担研究者である垣添忠生・日本対がん協会長が務める。委員長代理は委員の同意をもとに委員長が指名する。
  - 5 委員長が議長を務め、委員長に事故等が生じた場合は、委員長代理が職務を代行する。
- 第3条 (任務・責任) 委員は、分担研究者が分担研究を進めるに際し、専門的・社会的観点から意見・助言を述べることを主な任務とする。当委員会における委員の発言に関して、一般社会通念上の責任以上の責任や義務は生じないものとする。
- 2 分担研究者は、分担研究を進める上で当委員会での意見・助言を尊重しなければならない。
- 第4条 (召集) 当委員会は年に3回程度の開催を原則とし、委員長が招集する。ただし開催の必要があると委員長が判断した場合は委員の意見を聞いて開催の適否を決する。
- 第5条 (会議) 当委員会は会議を開催して議論することを原則とし、委員の過半数の出席によって成立するものとする。
- 2 当委員会が必要と認めたときは、委員以外の者で、当該分野の専門家の意見を聴くことができる。また個別の案件を検討するため、必要に応じて、ワーキンググループを置くこともできる。
- 第6条 (情報公開) 当委員会の組織、議論等については、日本対がん協会の機関紙やホームページ等による公開を原則とする。ただし、関係者のプライバシー、活動の独創性等に十分に配慮する。
- 第7条 (報酬、旅費等) 委員の報酬は、日本対がん協会の各種会合に関する内規に基づき、委員会出席1回あたり1万円(源泉税込)とする。交通費は実費精算とする(原則として公共交通機関・普通席の利用に限る。グリーン車等の利用は妨げないものの普通席との差額は個人負担とし、精算に際して注記することとする)。宿泊を要する場合の宿泊料は、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて、1万3100円を上限とする。
- 2 その他、委員会の運営に関する必要事項は日本対がん協会内規に則ることを原則とし、委員長が必要と判断した場合は別途定める。

附則 この規定は2016年4月1日から施行する。